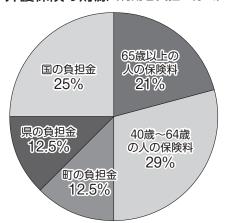
## 65 歳以上の方の

# 平成26年度の介護保険料をお知らせします

#### 介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく 保険料と、国・県・町からの負担金を財源として、介護が 必要となった方に一部負担をいただき介護サービスを提供 し、利用者とその家族を支援する制度です。

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険サービスを 提供するための大切な財源となっています。

地域の中で安心して生活ができるよう、また介護が必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、介護保険料は必ず納期限内に納めてください。

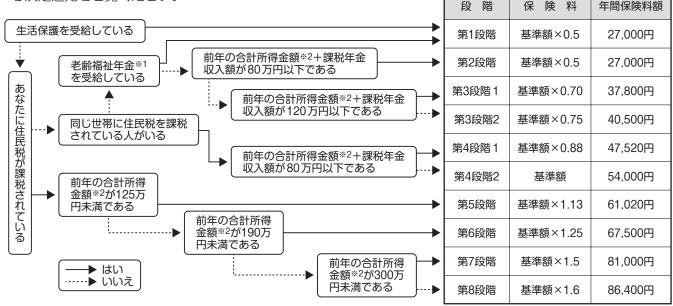
適切な介護保険制度の運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## ●介護保険料の決め方

●65歳以上の人の保険料は、市区 町村ごとに算出された「基準額」

をもとに所得に応じて決まります。皆さんの保険料は6月にお送りする決定通知をご覧ください。

基準額は月額4,500円



- ※1 明治44 (1911) 年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。
- ※ 2 収入額から必要経費相当額を差し引いた額です。(扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額)

## ●介護保険料の納付方法

### ●特別徴収 (年金が年額18万円以上の人)

年金受給額が年額18万円以上の方は、特別徴収 (年金からの天引き)によって納めていただきます。 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めて いただく方は、4・6・8月は仮に算定した保険料 を納め(仮徴収)、10・12・2月は前年の所得によ り決定した本年度の保険料額からすでに納めてい る金額を除いた額を納めていただきます。そのた め、保険料額が変わる場合があります。

#### ●普通徴収(年金が年額18万円未満の人等)

年金受給額が年額18万円未満の方や、65歳に到達されてすぐの方、転入された方などは、納付書や口座振替により納めていただきます。

特別徴収(年金からの天引き)の手続きが完了次第、被保険者に通知し、特別徴収に切り替わります。

日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。(納付には、簡単で便利な口座振替をご利用ください)

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎愈6501